



答申第 484 号  
平成 27 年 3 月 17 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 27 年 3 月 17 日付け神戸市参区第 2300 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神鉄シニア利用促進パス事業に係る住民基本台帳データの提供について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 神鉄シニア利用促進パス事業の販売引換券を送付するために必要な住民基本台帳データを提供することは、当該事業の利用対象者を迅速かつ正確な把握が可能となり、公益に資すると認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。
- 3 なお、当該事業に係る平成 27 年度当初予算案が、議会の議決を経て成立することを本答申の条件とする。

神鉄シニア利用促進パス事業に係る住民基本台帳データの提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳データの情報】

神戸市内に在住の、平成27年3月31日現在69歳以上の者に係る下記情報

- ・ 氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・ 住所
- ・ 住所コード
- ・ 生年月日
- ・ 年齢コード（5歳毎のコード化）



答申第 485 号  
平成 27 年 3 月 17 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 3 月 17 日付け神住計計第 2254 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神鉄シニア利用促進パス事業に係る購入者情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 神鉄シニア利用促進パス事業に係る購入者情報の管理にあたり電子計算機処理は不可欠であり、迅速かつ効率的な運用により、購入者からの問合せ等への対応や事業効果の分析を通じた当該事業の利便性の向上が図られ、公益に資すると認められるので妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。
- 3 なお、当該事業に係る平成 27 年度当初予算案が、議会の議決を経て成立することを本答申の条件とする。

神鉄シニア利用促進パス事業に係る購入者情報の電子計算機処理について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【神鉄シニア利用促進パス購入者情報】

- ・ 氏名 (漢字・カナ・アルファベット)
- ・ 住所
- ・ 住所コード
- ・ 年齢コード (5歳毎のコード化)
- ・ 購入日
- ・ 購入場所
- ・ 購入枚数
- ・ 再発行情報 (再発行日)
- ・ 特記事項 (資格喪失事由, 資格喪失日)
- ・ 発行番号